

第1回	日本国憲法の三大原則……………4	第10回	世界のすがた……………32
第2回	国会のはたらき……………10	第11回	国際連合と平和……………36
第3回	内閣と裁判所……………14	第12回	なくならない国際紛争……………40
第4回	地方自治と財政……………18	第13回	結びつく世界と日本……………44
第6回	ともに生きる社会に……………22	第15回	循環型社会と世界遺産……………48
第7回	わたしたちのくらしと経済……………24	第16回	地球からのS O S……………52
第8回	せまくなる地球……………28	第17回	現代の日本と世界……………56

この本の効果的な使い方

この『サブノート』は、『予習シリーズ』（総合をのぞく）に合わせてつくられています。自分で書きこみ、作業することによって、学習内容がしっかり身につくようになっていきます。『予習シリーズ』を学習した後、この『サブノート』を使って、学習内容を確認しておきましょう。

各回のページ構成は、次のとおりです。

① 大切な用語の確認

各回で学習した大切な用語や地名・人名などが、空らんになっています。空らんにあてはまることばを書きこんでいきましょう。内容は、『予習シリーズ』の本文にのっています。わからないところが出てきたら、必ず『予習シリーズ』で確認しておきましょう。

② 作業のコーナー・「○○してみよう！」

各回で学習した内容が、図や地図などに示されています。用語や地名・できごとなどを書きこむことによって、さらに知識の定着をはかることができます。

第1回 日本国憲法の三大原則

1 日本国憲法^{けんぽう}の特色

- ① 日本国憲法^{けんぽう}の成立……公布は 年 月 日
施行は 年 月 日
憲法記念日

・ と11章103条^{じゅう}からなる
この憲法^{けんぽう}がどのような考えで定められているかが書かれている

② 日本国憲法^{けんぽう}の三大原則

- ・ = 国の政治^{せいじ}のあり方を決める力は国民にある
- ・ 主義^{しゅうぎ} = 戦争をしない、そのために戦力をもたない
- ・ の尊重^{そんちょう}
人間らしく生きるための権利

2 天皇主権^{てんのうしゅけん}から国民主権^{しゅけん}へ

・ 天皇^{てんのう}の地位は、日本国と日本国民^{とうこく}統合の

・ 天皇^{てんのう}は、憲法^{けんぽう}で定められた を行う
形式的、儀礼的な仕事

— 国会の指名にもとづいて 大臣^{にんめい}を任命する

— 内閣^{ないかく}の指名にもとづいて 長官^{にんめい}を任命する

— 憲法^{けんぽう}や法律^{ほうりつ}などを する など
きまりなどを広く世の中に知らせること

これらの仕事には内閣^{ないかく}の と が必要

3 平和主義

・前文と第 [] 条に定められている

- [] = 戦争をしないこと
- 外国との争いを解決するために、[] を使うことをしない
- 陸軍・海軍・空軍などの [] をもたない
- 国の [] を認めない
 - └ 外国と戦争をする権限

・日本には、[] 隊が存在 → 憲法との関わりについてさまざまな意見がある

その任務……国の安全を保つために、他国の侵略に対して防衛する
 自然災害のときなどに、救助活動を行う

侵略を受けた場合、日米 [] 条約にもとづき、[]

軍と協力して日本を守る

1990年代以降、[] のPKO（国連平和維持活動）に協力
 └ 世界の平和を守るための組織

4 基本的人権の尊重

・ [] とは、人が人間らしく生きていくための権利

・日本国憲法では、次のように定められている

- 侵すことのできない [] の権利
- 人類の長年の努力で獲得 → 不断の努力によって守らなければならない
 - └ たえず続けること
- [] のために利用しなければならない
 - └ 広く社会のために役立つこと

① 自由権……国家の権力から不当な干渉を受けない権利

・ [] の自由……だれかの奴隷にされることはない

[] を犯す以外で自由を奪われることはない

強制的に [] ことはない

・ [] の自由

思想及び [] の自由……ものごとを自由に考える

[] の自由……どのような宗教を信じても信じなくてもよい

集会・結社・ [] の自由……自由に意見を発表できる など

[] の自由……研究や学問をし、その成果を発表できる

・ [] の自由……住みたいところに住み、自分が望む [] を選べる

個人の [] をもち、それを自由に使える

② 平等権……すべて国民は、 [] の下に平等である

人種、考え方、性別、身分、家柄などで [] されない

③ [] 権……資本主義の発達につれて貧富の差が拡大 → だれもが、人間らしい生活をする権利がある

・ [] 権 (第 [] 条)

…… [] で [] な最低限度の生活を営む権利

・ [] を受ける権利……だれでも能力に応じて教育を受けられる

・ [] 権……働く意思と能力のある者に働く権利を保障

・ [] 三権…… [] 権 (労働組合をつくる)

団体交渉権 (使用者と対等に話し合う)

団体行動権 ([] 権) (ストライキなどを行う)

[] 法は、労働条件の最低基準を定めた法律



④ 基本的人権を守るための権利

・ 権……国民が代表を選ぶ 権
 選挙に立候補できる 権
 憲法改正の で投票できる など

・ 権……人権が侵された場合、救済を裁判所に求める
 = を受ける権利
 国から受けた損害に対してつぐないを求める権利

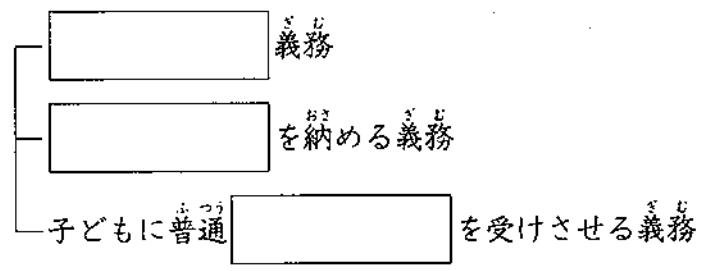
⑤ 新しい人権

・ 権……高層建築によって侵される 権
 太陽が当たらなくなる
 景観を守る権利 など
 昔ながらの町なみなど

・ の権利……他人に知られたくない個人の情報を守る権利

・ 権利…… 者である国民が、政治について正しい判断がで
 きるよう、国などがもっている情報の を求める
 権利

○ 国民の三大義務



8～9ページに、この回の内容に関する日本国憲法の
 条文があります。確認しておきましょう。

日本国憲法の条文で確かめよう！ (論『予習シリーズ6年上』173ページ)

第1条 天皇は、日本国の [] であり日本国民統合の [] であって、この地位は、 [] の存する日本国民の総意に基く。

第3条 天皇の国事に関するすべての行為には、 [] の [] と [] を必要とし、 [] が、その責任を負う。

第6条 ① 天皇は、国会の指名に基いて、 [] 大臣を [] する。

② 天皇は、内閣の指名に基いて、 [] 裁判所の長たる裁判官を [] する。

第7条 天皇は、内閣の [] と [] により、国民のために、左の [] に関する行為を行う。

1 [] 改正、法律、政令及び条約を [] すること。

2 [] を召集すること。

3 [] を解散すること。……

第9条 ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際 [] を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、 [] による威嚇又は [] の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを [] する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の [] は、これを [] しない。国の [] 権は、これを認めない。

第11条 ……この憲法が国民に保障する [] は、侵すことのできない [] の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する [] 及び [] は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に [] のためにこれを利用する責任を負う。

第14条 ① すべて国民は、の下にであって、人種、信条、、
社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、され
ない。

第20条 ① の自由は、何人に対してもこれを保障する。……

第21条 ① 、及び言論、出版その他一切の
の自由は、これを保障する。……

第25条 ① すべて国民は、でな
の生活を営む権利を有する。

大日本帝国憲法と日本国憲法をくらべてみよう！

大日本帝国憲法		日本国憲法
<input type="text"/> 年2月11日に発布 翌年に施行	成立	<input type="text"/> 年11月3日に <input type="text"/> 1947年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日に施行
欽定憲法 (天皇がつくった)	種類	民定憲法 (<input type="text"/> がつくった)
<input type="text"/> にある	主権	<input type="text"/> にある
天皇が、直接、陸海軍を指揮 国民には兵役の義務	軍隊	陸海空軍などの <input type="text"/> はもたない <input type="text"/> を放棄している
臣民の権利として <input type="text"/> か らあたえられたもの <input type="text"/> によって制限できる	人権	<input type="text"/> を尊重 弱い立場の人でも人間らしく生活できるように、 <input type="text"/> 権が加わる
納税の義務 兵役の義務	義務	<input type="text"/> 義務 <input type="text"/> を納める義務 子どもに <input type="text"/> を受けさせる義務
天皇が発議し、帝国議会で議決する	憲法改正	国会が発議し、 <input type="text"/> で決める

発議……議論や意見などを言い出すこと。日本国憲法では、国会が憲法の改正案を決定することを意味します。

1 日本国憲法の特徴

① 日本国憲法の成立……公布は 1946 年 11 月 3 日
 施行は 1947 年 5 月 3 日
憲法記念日

・ **前文** と11章103条からなる
この憲法がどのような考えで定められているかが書かれている

② 日本国憲法の三大原則

・ **国民主権** = 国の政治のあり方を決める力は国民にある

・ **平和主義** = 戦争をしない、そのために戦力をもたない

・ **基本的人権** の尊重
人間らしく生きるための権利

2 天皇主権から国民主権へ

・ 天皇の地位は、日本国と日本国民統合の **象徴**

・ 天皇は、憲法で定められた **国事行為** を行う
形式的、儀礼的な仕事

国会の指名にもとづいて **内閣総理** 大臣を任命する

内閣の指名にもとづいて **最高裁判所** 長官を任命する

憲法や法律などを **公布** するなど
きまりなどを広く世の中に知らせること

これらの仕事には内閣の **助言** と **承認** が必要

3 平和主義

・ 前文と第 9 条に定められている

戦争放棄 = 戦争をしないこと
 外国との争いを解決するために、**武力** を使うことをしない
 陸軍・海軍・空軍などの **戦力** をもたない
 国の **交戦権** を認めない
外国と戦争をする権限

・ 日本には、**自衛** 隊が存在 → 憲法との関わりについてさまざまな意見がある
 その任務……国の安全を保つために、他国の侵略に対して防衛する

自然災害のときなどに、救助活動を行う **アメリカ合衆国**
 侵略を受けた場合、日米 **安全保障** 条約にもとづき、**アメリカ**
 軍と協力して日本を守る **安保**

1990年代以降、**国際連合** のPKO（国連平和維持活動）に協力
世界の平和を守るための組織

4 基本的人権の尊重

・ **基本的人権** とは、人が人間らしく生きていくための権利

・ 日本国憲法では、次のように定められている

侵すことのできない **永久** の権利
 人類の長年の努力で獲得 → 不断の努力によって守らなければならない
たえず続けること
公共の福祉 のために利用しなければならない
広く社会のために役立つこと

① 自由権……国家の権力から不当な干渉を受けない権利

・ **身体** の自由……だれかの奴隷にされることはない
・ **罪** を犯す以外で自由を奪われることはない
・ 強制的に **働かされる** ことはない

・ **精神** の自由
・ 思想及び **良心** の自由……ものごとを自由に考える
・ **信教** の自由……どのような宗教を信じてても信じなくてもよい
・ 集会・結社・ **表現** の自由……自由に意見を発表できる など
・ **学問** の自由……研究や学問をし、その成果を発表できる
・ **経済** の自由……住みたいところに住み、自分が望む **職業** を選べる
・ 個人の **財産** をもち、それを自由に使える

② 平等権……すべて国民は、**法** の下に平等である
・ 人種、考え方、性別、身分、家柄などで **差別** されない

③ **社会** 権……資本主義の発達につれて貧富の差が拡大 → だれもが、人間らしい生活をする権利がある

・ **生存** 権 (第 25 条)
・ …… **健康** で **文化的** な最低限度の生活を営む権利
・ **教育** を受ける権利……だれでも能力に応じて教育を受けられる
・ **勤労** 権……働く意思と能力のある者に働く権利を保障
・ **労働** 三権…… **団結** 権 (労働組合をつくる)
・ 団体交渉権 (使用者と対等に話し合う)
・ 団体行動権 (**争議** 権) (ストライキなどを行う)
・ **労働基準** 法は、労働条件の最低基準を定めた法律

④ 基本的人権を守るための権利

・ **参政** 権……国民が代表を選ぶ **選挙** 権
・ 選挙に立候補できる **被選挙** 権
・ 憲法改正の **国民投票** で投票できる など
・ **請求** 権……人権が侵害された場合、救済を裁判所に求める
= **裁判** を受ける権利
・ 国から受けた損害に対してつぐないを求める権利

⑤ 新しい人権
・ **環境** 権……高層建築によって侵される **日照** 権
・ 太陽が当たらなくなる
・ 景観を守る権利 など
・ 昔ながらの町なみなど

・ **プライバシー** の権利……他人に知られたいくない個人の情報を守る権利

・ **知る** 権利…… **主権** 者である国民が、政治について正しい判断ができるよう、国などがもっている情報の **公開** を求める権利

○ 国民の三大義務
・ **働く** 義務
・ **税金** を納める義務
・ 子どもに普通 **教育** を受けさせる義務

8~9ページに、この回の内容に関する日本国憲法の条文があります。確認しておきましょう。

■ 日本国憲法の条文で確かめよう! (※「予習シリーズ6年上」173ページ)

第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第3条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負う。

第6条 ① 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行う。

- 1 憲法を改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 2 国会を召集すること。
- 3 衆議院を解散すること。……

第9条 ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第11条 ……この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

第14条 ① すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第20条 ① 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。……

第21条 ① 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。……

第25条 ① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

■ 大日本帝国憲法と日本国憲法をくらべてみよう!

大日本帝国憲法		日本国憲法	
1889年2月11日に公布翌年に施行	成立	1946年11月3日に公布	1947年5月3日に施行
欽定憲法(天皇がつくった)	種類	民定憲法(国民がつくった)	
天皇にある	主権	国民にある	
天皇が直接、陸海軍を指揮国民には兵役の義務	軍隊	陸海空軍などの戦力はもたない戦争を放棄している	
臣民の権利として天皇からあたえられたもの法律によって制限できる	人権	基本的人権を尊重弱い立場の人も人間らしく生活できるように社会権が加わる	
納税の義務 兵役の義務	義務	働く義務 税金を納める義務 子どもに教育を受けさせる義務	普通教育
天皇が発議し、帝国議会で議決する	憲法改正	国会が発議し、国民投票で決める	

発議……議論や意見などを言い出すこと。日本国憲法では、国会が憲法の改正案を決定することを意味します。